

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示 県営土地改良事業計画を変更した件
- 地籍調査に関する事業計画を定めた件の一部を改正する件
- 土地改良法により換地処分をした件
- 道路の区域を変更する件

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件
- 都市計画事業の認可の告示があった件
- 福島県教育委員会教育長
- 公金の収納の事務を委託した件
- 福島県収用委員会
- 裁決書の正本を公示送達するため告示する件

五 五 五 五 五 五 五 五

告 示

福島県告示第七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、錦・関田地区に係る県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年二月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業変更計画書の写し
- 三 縦覧の期間

平成二十九年二月六日から
同 月二十七日まで（二十二日間）
三 縦覧の場所
いわき市役所

（農村計画課）

福島県告示第七十四号

地籍調査に関する事業計画を定めた件（平成二十八年福島県告示第二百七十三号）の一部を次のように改正する。
平成二十九年二月三日

福島県知事 内堀雅雄

表福島市の項を次のように改める。

福島市	大波第八 大波第九	平成二十九年三月三十一日
	大波第十	平成三〇年三月一六日

表会津若松市の項中「同」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同表郡山市の項を次のように改める。

郡山市	中津川第五 笹川 笹川第二	同
	石薙第二	平成二十九年二月一七日

表いわき市の項中「同」を「同 年三月三十一日」に改め、同表東白川郡塙町の項を次のように改める。

東白川郡塙町	川上六 木野反一	同
	川上七	平成二十九年二月一七日

（農村計画課）

福島県告示第七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十九年一月二十四日土田北地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。
平成二十九年二月三日
福島県知事 内堀雅雄
（農地管理課）

福島県告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十九年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年二月三日
福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	伊達市梁川町字東土橋 九七番二地先から 同 市梁川町字東土橋 一〇番一地先まで	変更前 変更後	一一・四 一一・六	八・八
		変更後	一一・四 二五・〇	八・八

(道路計画課)

公 告

公告第十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十九年二月三日
福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十九年一月六日
- 二 名称
特定非営利活動法人ふくしま福活
- 三 代表者の氏名

- 四 主たる事務所の所在地
佐藤 淳子
福島県福島市南矢野日字清水前三十四番地の十六
- 五 定款に記載された目的
この法人は、男女共同参画事業などにより地域で頑張る女性を応援するとともに、読書などを通じて子供たちの感性を磨き知識を深める機会を広げる。身近な国際化や文化交流を手助けし多様な価値観を理解できる国際感覚豊かな人材を育成し、安全で安心な住み良いふくしまをつくることを目的とする。
(文化振興課)

公告第二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十九年二月三日
福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十九年一月二十六日
- 二 名称
NPO法人くらすタ
- 三 代表者の氏名
佐原 禪
- 四 主たる事務所の所在地
福島県田村市都路町古道字小滝沢百二十一番地十二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、住民主体の地域づくり活動の支援と、それに関わる移住や交流の人口増を図る事業を行うことにより、持続的で豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成二十九年二月三日
福島県知事 内堀雅雄

- 土地改良区の名称
会津若松市湊土地改良区
- 退任した役員
氏名 住所
堀内 治 会津若松市湊町大字共和字上馬渡二二七番地

同	渡部 紀夫	同	市湊町大字静潟字前田一九〇番地
同	中島 武三	同	市湊町大字平潟字経沢七九番地
同	佐々木 徳男	同	市河東町八田字下ノ家四二一番地
同	齋藤 誠	同	市湊町大字共和字東原九〇番地
同	矢尾板 健	同	市湊町大字静潟字鶴ノ浦一〇二番地
同	佐藤 公	同	市湊町大字原字新橋一四五番地
同	二瓶 光喜	同	市湊町大字平潟字東田面六九番地
同	齋藤 正衛	同	市湊町大字赤井字赤井七九番地
同	日下部 勝文	同	市湊町大字原字家ノ西一六〇番地の一
同	渡部 邦廣	同	市湊町大字赤井字屋敷二四番地の一
同	山本 正治	同	市湊町大字共和字西田面三六八番地
同	岡島 昭夫	同	市湊町大字赤井字四ツ谷三三三番地
同	加藤 眞一	同	市湊町大字赤井字四ツ谷三三三番地
就任した役員			
氏名	住所		
中島 武三	会津若松市湊町大字平潟字経沢七九番地		
市原 光雄	市湊町大字静潟字鶴ノ浦七二番地		
佐藤 公	市湊町大字原字新橋一四五番地		
齋藤 誠	市湊町大字共和字東原九〇番地		
齋藤 正衛	市湊町大字赤井字赤井七九番地		
日下部 勝文	市湊町大字原字家ノ西一六〇番地の一		
齋藤 満	市河東町八田字東箕輪九五番地		
加藤 武	市湊町大字赤井字四ツ谷三二九番地		
阿部 孝二	市湊町大字共和字西田面二七四番地		
鈴木 衛	市湊町大字平潟字東田面一〇二番地		
大越 博	市湊町大字静潟字打越一六〇番地		
齋藤 眞須美	市湊町大字共和字上馬渡四二八番地		
相原 孝志	市湊町大字平潟字堰場三二番地		
佐々木 正	市湊町大字赤井字笹山原一二七番地		

(農村計画課)

公告第二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年二月三日

福島県知事 内堀 雅雄

都市計画事業の

種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
いわき都市計画道路事業三・四・一二七号三函台山線及び三・四・二号国道六号線	福島県	いわき市平字梅本一五番地 福島県いわき建設事務所	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

(まちづくり推進課)

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を平成二十八年十二月二十八日次のとおり委託した。

平成二十九年二月三日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳一

- 一 委託した事務の範囲及び内容
 - 二 委託者の名称及び所在地
 - 1 名称 福島地区特別支援教育研究会
 - 2 所在地 福島県福島市山居百四十六番地の一
 - 三 収納の事務を委託する期間
- 平成二十九年一月一日から同年三月三十一日まで

(特別支援教育課)

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第六十六条第三項の規定に基づき次の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会書記室(福島県自治会館三階)において保管しているため、出頭の上その交付を受けてください。

平成二十九年二月三日

福島県収用委員会

会長 菅野 昭弘

一 書類の名称

平成二十九年一月二十五日付け権利取得裁決及び明渡裁決に係る裁決書の正本

二 書類の送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏名	住 所
松本 清造	不明
松本 嘉造	不明
松本 長七	不明
松本 米吉	不明
松本 万吉	不明
新妻 平三郎	不明

三 その他
前記書類を受領しないときは、平成二十九年二月十四日をもって送達があったものとみなされます。